

重要事項説明書

福祉用具貸与事業所ばんだい

1 事業所の概要

事業所名	福祉用具貸与事業所ばんだい	
所在地	函館市宮前町 27 番 11 号	
介護保険事業者番号	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	0171405509
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	桑島 凌	0138-41-6463

2 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者(兼務)	1 名
専門相談員	2 名

3 サービス提供地域（通常の配達地域）

函館市（旧 4 町村を除く）、北斗市、七飯町

4 サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

5 提供方法、取扱う種目

指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供の方法及び取扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

(4) 取扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与にかかる福祉用具の種目とする。

■ 車いす ※1	■ 手すり
■ 車いす付属品 ※1	□ スロープ
■ 特殊寝台 ※1	■ 歩行器
■ 特殊寝台付属品 ※1	■ 歩行補助つえ
■ 床ずれ防止用具 ※1	■ 認知症老人徘徊感知機器 ※1
■ 体位変換器 ※1	□ 移動用リフト ※1
	□ 自動排泄処理装置 ※2

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

※ 対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

6 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

(2) 基本料金

サービスを利用した際にお支払いいただく「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、当事業所の商品カタログによるものとし、原則サービスに要した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	レンタル料
利用開始日が開始月の15日以前の場合	月額料金額 (1割から3割)
利用開始日が開始月の16日以降の場合	月額料金の1/2相当額 (1割から3割)
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の15日以前の場合	月額料金の1/2相当額 (1割から3割)
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の16日以降の場合	月額料金額 (1割から3割)
利用開始日と終了日が同月の場合で、開始日と終了日が共に15日以前または開始日と終了日が共に16日以降の場合	月額料金の1/2相当額 (1割から3割)

7 利用料金の支払方法

(1) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。）
- B 現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います）

(2) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割または8割または7割）を請求することになります。

※介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

(3) 利用開始日、搬入日は事前に利用者と打ち合わせをして決定する。

8 サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：0138-41-6463

回収希望日を決めて引き取りに伺います。

9 当社のサービスの方針等

福祉用具利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整などを行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の便宜を図り、その機能訓練に資するための支援を行う。

10 緊急時、事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業者等に連絡します。また、ご利用者様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償責任保険契約を締結しています。事故が生じた際は、その原因を究明し、再発防止の対策を講じます。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急時連絡先	氏名 連絡先

11 相談窓口、苦情対応、緊急時、連絡先

(1) サービスに関する相談や苦情及び緊急時については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口 (及び緊急時連絡先)	電話番号	0138-41-6463
	緊急時	090-5433-9974
	FAX 番号	0138-45-1021
	管理者	桑島 凌
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
	緊急時	上記サービス提供時間以外

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

函館市保健福祉部 高齢福祉課 相談支援担当	所在地	函館市東雲町4番13号 函館市役所2F
	電話番号	(0138) 21-3025
	FAX 番号	(0138) 26-5936
	対応時間	8:45～17:30

函館市保健福祉部 指導監査課 高齢者担当	所在地	函館市東雲町4番13号 函館市役所8F
	電話番号	(0138) 21-3926
		(0138) 21-3927
		(0138) 21-3923
	FAX 番号	(0138) 21-3928
対応時間	8:45～17:30	

北海道国民健康保険団体 連合会 (国保連)	所在地	〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5175
	F A X	011-231-5178
	対応時間	月曜日～金曜日 9:00～17:15

12 当法人の概要

法人の名称	医療法人鴻仁会
代表者名	理事長 深瀬 美由貴
所在地・電話	北海道函館市松川町 41 番 1 号 電話 0 1 3 8 - 4 1 - 1 2 2 1
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険事業における認知症対応型共同生活介護事業 ・ 介護保険事業における認知症対応型通所介護事業 ・ 介護保険事業における特定施設入居者生活介護事業 ・ 有料老人ホーム事業 ・ 介護保険事業における夜間対応型訪問介護事業 ・ 介護保険事業における訪問介護事業 ・ 介護保険事業における定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業 ・ 介護保険事業における地域密着型特定施設入居者生活介護事業 ・ 介護保険事業における居宅介護支援事業 ・ 介護保険事業における地域密着型通所介護事業 ・ 介護保険事業における福祉用具貸与事業 ・ 介護保険事業における特定福祉用具販売事業 ・ 施術所（あん摩マッサージ指圧師の施術並びに訪問サービス）
事業所数	1 7

13 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

14 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	桑島 凌
---------------	------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

福祉用具貸与事業所 ばんだい運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人鴻仁会が開設する福祉用具貸与事業所 ばんだい（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することによりその機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 福祉用具貸与事業所 ばんだい
- (2) 所在地 函館市宮前町27番11号

(職員の職種、員数、及び職務内容（指定福祉用具貸与と指定介護予防福祉用具貸与を兼務）)

第4条 事業に従事する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・専門相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 専門相談員 1名以上（常勤換算）
専門相談員は、福祉用具選定の援助・納品及び使用方法の指導、貸与した福祉用具に係る相談・指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目)

第6条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供の方法及び取扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。
- (4) 取扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与にかかる福祉用具の種目とする。

(利用料等)

第7条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の利用料等は、次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙「レンタル料金一覧表」によるものとし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割もしくは2割の額とする。

- (2) 特殊寝台に関し、特殊な搬入搬出や介護保険適用以外の搬入搬出の場合は、搬入搬出料として5,000円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は函館市(旧4町村を除く)、北斗市、七飯町とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は衛生的に管理している福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

2 当事業所で実施する消毒・保管等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 範囲 搬入、搬出、保管、消毒、点検、修理

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービス提供にあたり事故等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族・主治医・救急機関・居宅介護支援事業者等に連絡します。また、ご利用者様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と損害賠償責任保険契約を締結しています。事故が生じた際は、その原因を究明し、再発防止の対策を講じます。

(苦情に対する対応方針)

第11条 事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、レンタルに関する契約者もしくは使用者からの要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを函館市に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 その他事業運営に係る留意事項は次のように定める。

(1) 事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、年1回設けるものとし、また業務体制を整備する。

(2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人鴻仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規程は令和6年8月6日より施行する
2. この規程は令和8年2月1日より施行する